

利根町総合教育センター条例

(設置)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、本町における教育の充実及び振興を図るため、利根町総合教育センター（以下「教育センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
利根町総合教育センター	利根町大字大房 2 2 8 番地

(事業)

第 3 条 教育センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育に関する資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 保護者及び児童生徒の教育相談に関すること。
- (5) 特別支援教育の相談に関すること。
- (6) 不登校児童生徒の支援に関すること。
- (7) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育センターの事業として利根町教育委員会が認める事業

(職員)

第 4 条 教育センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 月 日から施行する。

(利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正)

2 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成20年利根町条例第2号）の一部を次のように改める。

別表に次の1項を加える。

1 5 利根町総合教育センター条例（令和7年利根町条例第号）